

2007年度 東北大学法科大学院入学試験

試験科目：民事法（商法）

甲株式会社（取締役会設置会社、発行済株式総数＝議決権ある普通株10万株）は、平成19年6月27日に定時株主総会を開催した。甲社の定款に株式譲渡制限の定めはない。この定時株主総会（以下、本件総会と呼ぶ）においては以下の事情があったとする。それについて、法的な検討を加えなさい。

- (1) 平成18年6月から甲社の株式5000株を引き続き有する株主Aは、平成19年4月15日、代表取締役選定の件を本件総会の議題とし、Aを新たに代表取締役に選定することを議案の要領として招集通知に記載するよう、甲社に請求したが、甲社はこの請求を拒絶した。
- (2) 甲社では、定款において「株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる」と定めているが、本件総会では、甲社の取引先でもある株主B会社が、その総務部長C（甲社の株主ではない）を出席させ、代理人として議決権を行使させていた。
- (3) 本件総会では、役員報酬改定の件として、「役員（取締役5名および監査役2名）の報酬の総額を月額計1000万円以内とする」旨の議案が賛成多数により承認された。